

警察庁刑事局
警察庁生活安全局
ご関係者 各位

新刑法の処罰規定についてのすみやかな周知徹底及び 新刑法に即した適切な運用を求める要望書

一般社団法人 Spring
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階
info@spring-voice.org

私たちは、性被害当事者が生きやすい社会の実現に向け活動している、性暴力被害者・支援者の団体です。

警察庁の皆様におかれましては、性犯罪被害者による被害届の即時受理の徹底、証拠採取・保管体制の整備、捜査段階における二次被害の防止、相談窓口や支援機関の周知、被害者の心理状況に配慮した対応を行うための警察官への研修、性犯罪加害者を適切に処罰するための徹底した捜査等、平素よりのたゆまぬご尽力に、深く感謝申し上げます。

2023年7月13日、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が施行されました。

つきましては、新刑法の施行に際しまして、警察庁の皆様以下要望致します。

- 1、 新刑法の処罰規定について、警察関係者からの被害者への二次被害を防止する上でも、性犯罪の相談、対応、捜査に関わる現場のすべての関係者に、可及的速やかに周知徹底をはかってください。
- 2、 新刑法の処罰規定について、警察関係者からの被害者への二次被害を防止する上でも、性犯罪の相談、対応、捜査に関わる現場のすべての関係者に、新刑法に基づいた適切な運用がはかれるよう、現場でのマニュアル作成や二次被害防止の注意事項（※）を書面化してすべての現場職員に配布するなど、必要な措置を講じてください。

※二次被害の発生は、多くの性犯罪被害者に被害届を提出することを躊躇させ、ひいては多くの性犯罪加害者を日本社会に放置させ続けることにつながります。

以上